

栗原中央病院物品物流管理業務に係るプロポーザル実施要領

1. 目的

栗原市立栗原中央病院における物品物流管理業務について、専門的なノウハウを有する者に業務を委託することにより、経営の効率化及び継続的な経費削減により経営改善に寄与する提案を広く募集し、プロポーザルを実施することで、業務委託の相手方を選定することとします。

2. 発注者

栗原市病院事業管理者 平本 哲也

〒987-2205 宮城県栗原市築館宮野中央三丁目 1 番地 1

【担当】：栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係

TEL：0228-21-5330 FAX：0228-21-5350

メールアドレス：cen_hp@kuriharacity.jp

栗原市立栗原中央病院ホームページ URL <https://www.kurihara-central-hp.jp/>

3. 業務概要

(1) 業務名

栗原中央病院物品物流管理業務

(2) 業務内容

①病院で使用する診療材料等の安定供給及び在庫管理等に関する業務

②医事連携業務及び経営改善・物品調達等に関する情報提供業務

詳細については、別添「栗原中央病院物品物流管理業務仕様書」のとおり。

(3) 業務期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(4) 事業限度額

3 ヶ年合計 127,800 千円（税抜）※ただし、年額 42,600 千円を超えないこと。

4. 選定までのスケジュール

(1) 令和 8 年 10 月 23 日（金）：公表および資料配布（ホームページ掲載）開始

(2) 令和 8 年 11 月 12 日（木）：参加申込書、質問書提出期限

(3) 令和 8 年 11 月 13 日（金）：参加資格審査、通知

(4) 令和 8 年 11 月 20 日（金）：質問への回答

(5) 令和 8 年 11 月 30 日（月）：企画提案書、見積書の提出期限

(6) 令和 8 年 12 月 10 日（木）：プレゼンテーションの実施、審査

(7) 令和 8 年 12 月 11 日（金）：選考結果の通知

5. 参加資格

この募集に参加を申込みすることができるのは、次のすべての要件を満たす者としてします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定に該当しない者。

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 号の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者
または会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされて

いない者。

- (3) 栗原市有資格業者に対する指名停止処分要領（平成 17 年栗原市告示第 135 号）その他法令の定めによる指名停止を受けていない者。
- (4) 栗原市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 36 号）第 2 条の規定に該当しない者。
- (5) 令和元年度以降に、一般病床 200 床以上の公的病院において受託実績を有する者。
- (6) 本業務委託を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力と人員を有する者。

6. 参加手続き

(1) 参加申込等

- ①提出方法 持参又は郵送
- ②提出期限 令和 8 年 11 月 12 日（木）午後 5 時まで（必着）
持参の場合、受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする（土日祝日を除く）
- ③提出場所 栗原市立栗原中央病院 総務課 財務係
- ④提出書類
 - (ア) 参加申込書【様式第 1 号】
 - (イ) 暴力団等排除に関する誓約書【様式第 2 号】
 - (ウ) 提案者概要書・物品物流管理業務等受託実績表【様式第 3 号】
 - (エ) 会社概要資料（パンフレット等既存資料）及び組織図
 - (オ) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税）
 - (カ) 決算書の写し（直近 2 年のもの）

7. 参加資格の有無の確認（書類選考（第 1 次審査））

- (1) 確認内容 参加申込書の提出者について、本プロポーザルへの資格要件の有無を確認し、その結果を F A X により通知する。【様式 1-2】
- (2) 結果発表 令和 8 年 11 月 13 日（金） 午後 4 時（予定）

8. 質問及び回答

企画提案書に係る質問は、質問書【様式 4】を提出（郵送、F A X、メール可）すること。なお、電話や来訪による口頭での質問や受付期間を過ぎた場合は受け付けない。

- (1) 受付期間 公示日から令和 8 年 11 月 12 日（木）
午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分まで（土、日、休日は除く。）
- (2) 提出場所 栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係
- (3) 回答期日 令和 8 年 11 月 20 日（金）
- (4) 回答方法 F A X にて送信

9. 企画提案書類

- (1) 企画提案書【様式 5】に次の書類を添付し提出すること。

なお、下記①から⑥に関する提案書の様式については、【別添 1】を参照すること。

- ①運営・業務従事者に関する事項

- (ア) 本業務に対する基本的な取り組み姿勢について
- (イ) 他医療機関における実績・経験について
- (ウ) 業務における基本的事項について
 - ・契約から運用開始までのスケジュール等について
 - ・業務従事者の確保、業務マニュアルの整備について
 - ・業者と病院間の連絡体制について

(エ) 個人情報の管理について

②物品の調達及び納品に関する事項

- (ア) 発注・調達システムの運用方法、運用計画について
- (イ) 市場価格の分析、価格交渉の実践について
- (ウ) 病院の業務時間内・外、及び災害時等の緊急受注への対応について
- (エ) 要望・苦情対応について

③院内に配置する物品の管理に関する事項

- (ア) 診療材料の管理体制（物品の配置、在庫管理等）について
- (イ) 診療材料費のコスト削減効果について
- (ウ) 薬剤管理システム（病院設置）の運用及び搬送業務について

④消費管理に関する事項

- (ア) 消費実績の分析について
- (イ) 診療報酬請求漏れの対策について

⑤情報提供及び改善支援に関する事項

- (ア) 新技術・新製品に関する情報提供について
- (イ) 同種同効品の精査及びより安価な同等品に関する調査・提案について
- (ウ) 全国の市場動向（価格情報）を基にした価格削減計画の策定について
- (エ) 病院への経営改善支援について
- (オ) 実績報告について

⑥システム運用管理及び業務経費に関する事項

- (ア) 運用管理システムの内容について

(2) 提出期限 令和 8 年 11 月 30 日（月） 午後 3 時まで（郵送可）

(3) 提出場所 栗原市立栗原中央病院 事務局 総務課 財務係

(4) 提出部数 10 部（A4 縦長横書左綴じを基本とする）

(5) 留意事項

- ① 企画提案を辞退する場合には、速やかに企画提案辞退届出書【様式 7】を提出すること。
- ② 提出された企画提案書の内容の変更、追加、差替え及び再提出は、提出期限後は認めない。

10. 審査方法

- (1) 企画提案書等の審査は、「栗原中央病院物品物流管理業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）による書類審査及びプレゼンテーション及びヒアリングにより行なう。
- (2) 審査に関する具体的な内容については公開しない。

1 1. プレゼンテーションの実施

- (1) 日 時 令和 8 年 12 月 10 日 (木) 午後 2 時から (※予定)
- (2) 場 所 栗原市立栗原中央病院 講義室
- (3) 内 容 企画提案書に基づいたプレゼンテーション
- (4) 時 間 1 社につき 30 分 (プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分)
- (5) 出席者 3 名以内
- (6) 器 材 プロジェクター及びスクリーンは病院側の設備の利用は可能であるが、パソコン等は提案者が準備すること。
- (7) 順 番 企画提案書の受付順とし、開始時刻については別に通知する。

1 2. 審査基準

別添 2 のとおり

1 3. 契約候補者の選定

- (1) 評価項目は【別添 2】のとおりとし、審査委員会において、次に掲げる評点の合計点数が最も高い参加者を契約候補者として選定する。

① 技術評価点 (得点配分 350 点)

→ 各評価項目に対して、優れた提案かどうかを次の 4 段階で評価し、各項目の配点に評価係数を乗じたものを評価点とする。

【各評価項目の点数化基準】

評価区分	基準	評価係数
A	多くの評価すべき内容があり、具体的で優れた提案である。	1.0
B	評価すべき内容があり、概ね良好な提案である。	0.7
C	評価すべき内容が少なく、やや劣る。	0.3
D	評価に値する内容が見当たらない。	0.0

② 価格評価点 (得点配分 50 点)

→ 配点 (50 点) に委託料見積書に記載された金額と、当方で定めた基準額との比較により算出する。

- (2) 評価点の総計が最も高い者が 2 名以上いる場合には、見積金額の低い者を 1 位とする。見積金額も同じ場合には、くじにより契約候補者の選定を行う。
- (3) 技術評価点において 175 点を超える者がいない場合は、審査結果順位に関係なく契約候補者の該当者なしとして取り扱うものとする。

1 4. 審査結果の発表

審査結果は、令和 8 年 12 月 11 日 (金) に参加者全員に文書による通知を行なう。

1 5. 契約の締結

審査結果第 1 位の提案者を契約候補者として、本業務委託について協議を行い、協議が整った場合に、随意契約により契約を締結するものとする。

なお、条件に隔たりがあるなど、当該協議が不調となった場合は、次点者と同様の協議を行うものとする。

16. その他

- (1) 提出された参加申込書及び企画提案書等の返却は行なわない。
- (2) 提出された参加申込書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提案者に無断で使用しない。ただし、栗原市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とします。